

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2026年 7 月14日提出
【発行者名】	カレラアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 廣川 雅一
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル12階
【事務連絡者氏名】	秋永 芳郎
【電話番号】	03-6691-2017
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券 に係るファンドの名称】	3つの財布 欧州銀行株式ファンド（毎月分配型）
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券 の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日付で有価証券報告書を提出しましたので、2026年1月14日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報等を更新するため、また、その他の情報について訂正を行なうため、本訂正届出書を提出いたします。

【訂正の内容】

原届出書の該当内容は、以下の内容に訂正いたします。下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（４）【発行（売出）価格】

<訂正前>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上１万口単位に換算した価額で表示することがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

<訂正後>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上１万口単位に換算した価額で表示することがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定した配当収入の確保と中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。

信託約款の定めにより、当ファンドの信託金の上限額は5,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める商品の分類方法において、次の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型		不動産投信
	内外	その他資産（ ）
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般	年2回	（日本を含む）		
大型株	年4回	日本	ファミリー	あり
中小型株	年6回	北米	ファンド	
債券	（隔月）	欧州		
一般	年12回	アジア		
公債	（毎月）	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
社債	日々	中南米		
その他債券	その他	アフリカ		
クレジット	（ ）	中近東		
属性（ ）		（中東）		
不動産投信		エマージング		
その他資産（投資				
信託証券（株式				
一般）				
資産複合（ ）				

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分の定義

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式一般））	目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて、主として株式に投資する旨の記載があるものであって、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
決算頻度	年 12 回（毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	欧州	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人資産運用業協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）をご参照ください。

< ファンドの特色 >

主として外国投資信託受益証券への投資を通じて、実質的に欧州の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および同法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）に上場しているユーロ圏の銀行株式（以下「欧州銀行株式」といいます。）に投資することにより、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指すとともに、欧州銀行株式のオプション取引ならびに通貨オプション取引の投資成果を享受することを目指して運用を行います。

当ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、一般社団法人資産運用業協会規則に定める寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するファンドをいいます。

※寄与度とは投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める割合または運用管理等に用いる指数における一発行体あたりの構成割合をいいます。

当ファンドが実質的な主要投資対象とする欧州銀行株式には、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

（略）

欧州銀行株式投資の狙い

主要地域銀行株指数



ヒストリカルボラティリティ (20日)



モデルポートフォリオ構築方法

STOXX 欧州 600 銀行株指数
ブルームバーグコード: SX7P Index
55 銘柄 / 配当利回り 4.7%

EURO STOXX 銀行株指数
ブルームバーグコード: SX7E Index
29 銘柄 / 配当利回り 5.3%
スペイン・フランス・イタリア・ドイツ・ベルギー・オーストリア・
アイルランド・オランダ・フィンランド・ポルトガル

※ユーロ圏の銀行に限定

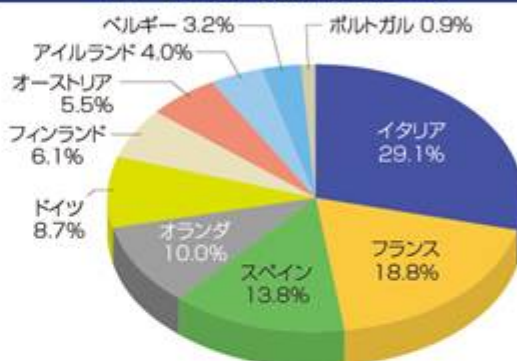
リバランス

基本的に四半期毎に銘柄の見直しが行われる
株式時価総額に応じて、各銘柄のウェイトを決定

実質GDP、ファンダメンタル分析等により、リスクの高い
銘柄を削除し、スペインのウェイトを半分に削減

モデルポートフォリオ 26 銘柄
ユーロ建: 100.0%

ポートフォリオ時価総額シェア



出所: UBS 提供データからカレラ AM 作成 (2026 年 5 月 25 日現在)

スペイン株式削減の理由

- ① 2006 年をピークに新築住宅の大量供給が続き、日本型の不動産バブルが発生しました。銀行は大量の担保物件を取得しましたが、売却処分時に損失計上する方法をとっているため大きな含み損を抱えていると推測されます。
- ② EU 圏各国の実質 GDP 構成比と比べ、スペインの実質 GDP に対する銀行株式ウェイトが突出しており、今後縮小が予想されます。

出所:ブルームバーグ社データよりカレラ AM 作成 (2026 年 5 月 25 日現在)

※ポートフォリオ時価総額シェアは、UBS・欧州銀行株式・ストラテジーファンドの組入れ資産（現金等を除く）における比率です。

モデルポートフォリオの主要構成銘柄

銘柄	国	時価総額 (百万ユーロ)	構成比率 (%)	ボラティリティ (%)
ユニクレディ	イタリア	111,166	11.66%	55.69
BNPパリバ	フランス	101,986	10.50%	45.01
インターザ・サンバオロ	イタリア	99,528	9.82%	47.48
INGグループ	オランダ	77,389	7.90%	42.02
サンタンデル銀行	スペイン	156,529	7.00%	52.67
ソシエテ・ジェネラル	フランス	52,718	6.16%	52.97
ノルデア銀行	フィンランド	55,244	6.08%	37.29
ドイツ銀行	ドイツ	52,579	5.99%	59.45
ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行	スペイン	111,694	5.06%	48.48
エアステ・グルー・バンク	オーストリア	41,790	3.55%	45.65

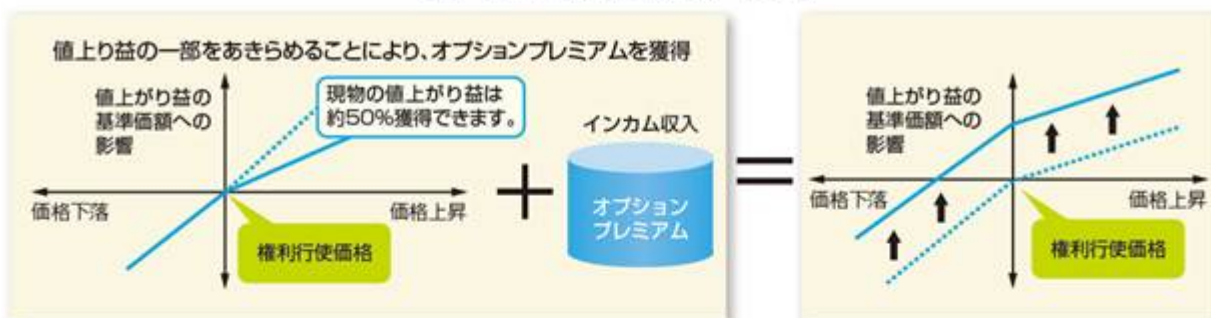
出所: UBS 提供データおよびブルームバーグ社のデータよりカレラAM作成 (2026 年 5 月 25 日現在)

◆上記のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。

戦略の解説

- ①欧州銀行株式を実質的な投資対象とします。
- ②3つのインカム性収益を獲得する戦略を行います。
- ③欧州銀行株式と為替の値上がり益を期待できる戦略です。

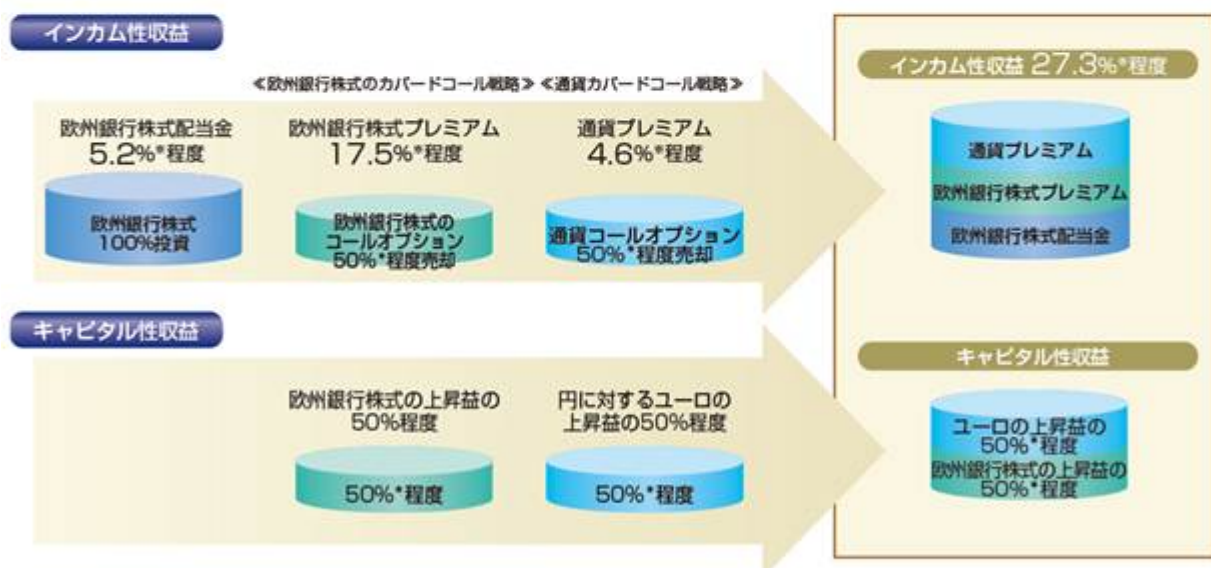
カバードコール戦略の基準価額への影響



※上記は当ファンドの戦略に対する説明の一部であり、すべてを網羅したものではありません。
 ※上記は現物の資産に対し約50%の割合でカバードコールを行った場合の、1つの権利行使期間における損益のイメージを示したものであり、当ファンド全体の実際の損益を示したものではありません。
 ※市場流動性・環境により50%から大きくかい離する場合があります。

- 2種類のカバードコールはレバレッジをかけるためのオプション取引ではありません。
- 欧州銀行株式の各銘柄および通貨の値上りを100%抑えるわけではありません。

戦略と収益のイメージ（例）



出所：配当金、欧州銀行株式プレミアム、通貨プレミアムはUBSグループ提供の2026年4月16日時点取引データを基に、概算値をカレラAM算定

- * 上記はイメージであり、各カバードコール戦略の比率は市場流動性・環境等により上記の数字から大きくかい離する場合があります。各カバードコール戦略によりオプションプレミアムの確保が期待できる一方、欧州銀行株式の価格変動や為替レートの変動等により損失を被ることがあります。
- * インカム性収益は性格の異なる3つの収益の合計です。欧州銀行株式投資、欧州銀行株式のコールオプション、通貨コールオプションにはそれぞれ異なるリスクがあります。
- * 配当金・オプションプレミアムの水準はあくまで目安であり、実際の市場環境により変動します。また、インカム性収益は投資先ファンドにおける水準であり、当ファンドの分配率とは異なります。（収益率は、当ファンドの投資先ファンドにおいて保有する欧州銀行株式とその対価（通貨）に対する比率で、すべて年率です。また、手数料、取引コスト、税金等は考慮していません。）
- * 収益率は、当ファンドの投資先ファンドにおける資料作成時点での収益率で、その後は資産規模に応じて変動します。そのため、当ファンドにより投資先ファンドの追加設定や解約が行われると、収益率が低下（希薄化）したり、上昇したりすることがあります。

◆上記のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。

（略）

（３）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

（略）

委託会社の概況

イ．資本金の額（2025年11月末日現在）

（略）

ハ．大株主の状況（2025年11月末日現在）

（略）

<訂正後>

（略）

委託会社の概況

イ．資本金の額（2026年 5 月末日現在）

（略）

ハ．大株主の状況（2026年 5 月末日現在）

（略）

2【投資方針】

（2）【投資対象】

<訂正前>

（略）

投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の35%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<訂正後>

（略）

投資信託証券が一般社団法人資産運用業協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の35%以内とします。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（３）【運用体制】

<訂正前>

（略）

内部管理体制

（略）

（注）運用体制は2025年11月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

<訂正後>

（略）

内部管理体制

（略）

（注）運用体制は2026年５月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（５）【投資制限】

<訂正前>

（略）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（略）

<訂正後>

（略）

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（略）

（参考）カレラ マネープール マザーファンドの投資制限

<訂正前>

（略）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

（略）

<訂正後>

（略）

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

（略）

3【投資リスク】

（３）リスク管理体制

<訂正前>

（略）

リスク管理担当部署等の概要

（略）

（注）投資リスクに対する管理体制は2025年11月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移

2020年12月末～2025年11月末



2020年12月 2021年11月 2022年11月 2023年11月 2024年11月 2025年11月

■ 当ファンドの年間騰落率(右軸) — 分配金再投資基準価額(左軸)

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

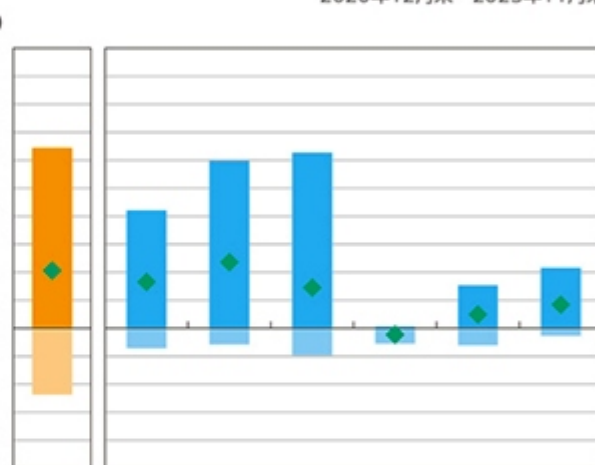
*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*年間騰落率は、2020年12月から2025年11月までの各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2020年12月末～2025年11月末



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

■ 最大値 ■ 最小値 ◆ 平均値 ■ 最大値 ■ 最小値

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	20.6	16.5	23.6	14.5	△2.3	4.9	8.4
最大値	64.4	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△23.7	△7.1	△5.8	△9.7	△5.5	△6.1	△2.7

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2020年12月から2025年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)

先進国株……MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)

日本国債……NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

「東証株価指数(TOPIX)」は、株式会社JPX総研の知的財産で、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は株式会社JPX総研が有しています。株式会社JPX総研は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

「MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)」は、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表わす投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。なお、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド」とは、新興国の現地通貨建債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

<訂正後>

（略）

リスク管理担当部署等の概要

（略）

（注）投資リスクに対する管理体制は2026年5月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移

2021年6月末～2026年5月末



2021年6月 2022年5月 2023年5月 2024年5月 2025年5月 2026年5月

■ 当ファンドの年間騰落率(右軸) — 分配金再投資基準価額(左軸)

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

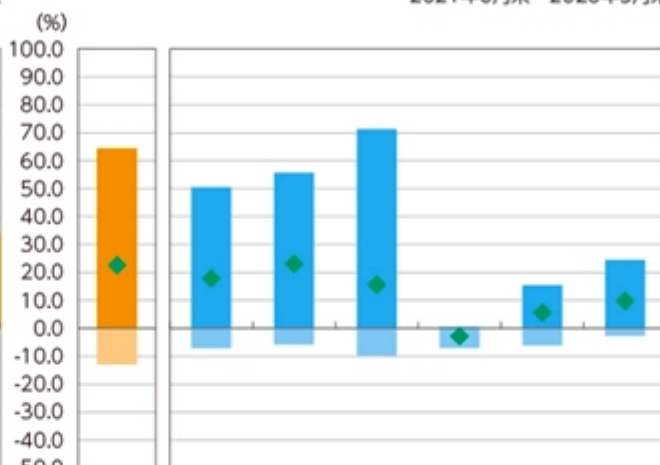
*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*年間騰落率は、2021年6月から2026年5月までの各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2021年6月末～2026年5月末



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

■ 最大値 ■ 最小値 ◆ 平均値 ■ 最大値 ■ 最小値

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	22.6	17.9	23.1	15.6	△2.8	5.7	9.8
最大値	64.4	50.5	55.7	71.2	0.6	15.4	24.5
最小値	△12.9	△7.1	△5.8	△9.7	△6.9	△6.1	△2.7

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)

先進国株……MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)

日本国債……NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

「東証株価指数(TOPIX)」は、株式会社JPX総研の知的財産で、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は株式会社JPX総研が有しています。株式会社JPX総研は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

「MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)」は、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公算利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。なお、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド」とは、新興国の現地通貨建て債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（５）【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱いについて

<訂正前>

（注）所得税については、2013年１月１日から2037年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

（略）

<訂正後>

（注）所得税については、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

なお、2027年１月１日以降、別途、所得税の額に対し、1.1%の金額が復興特別所得税として、１%の金額が防衛特別所得税として徴収されます。

（略）

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

<訂正前>

（略）

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2025年4月15日～2025年10月14日)の総経費率(年率)

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
2.87%	1.59%	1.28%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※その他費用の比率は、投資先ファンドおよびマザーファンドが支払った費用を含みます。

※ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。

<訂正後>

（略）

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2025年10月15日～2026年4月14日)の総経費率(年率)

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
2.87%	1.59%	1.28%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※その他費用の比率は、投資先ファンドおよびマザーファンドが支払った費用を含みます。

※ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を以下の内容に更新・訂正いたします。

< 更新・訂正後 >

(1)【投資状況】

「3つの財布 欧州銀行株式ファンド（毎月分配型）」

(令和8年5月29日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	3,442,114,641	86.97
親投資信託受益証券	日本	13,936,488	0.35
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	-	501,477,965	12.67
合計(純資産総額)		3,957,529,094	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

組入銘柄は、上位30銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

(令和8年5月29日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイ マン	投資信託受益証券	U B S ・ 欧州銀行 株 式 ・ ス ト ラ テ ジ ー フ ァ ン ド	4,490,225.854	767.44	3,446,007,666	766.57	3,442,114,641	86.98
日本	親投資信託受益証券	カ レ ラ マ ネ ー プ ー ル マ ザ ー フ ァ ン ド	13,977,022	0.9969	13,933,693	0.9971	13,936,488	0.35

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(種類別投資比率)

(令和8年5月29日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	86.98
親投資信託受益証券	0.35
合計	87.33

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

< 参考 >

カレラ マネープール マザーファンド

(1) 投資状況

(令和 8 年 5 月29日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	51,818,888	100.00
合計(純資産総額)		51,818,888	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

該当事項はありません。

(種類別投資比率)

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

令和 8 年 5 月29日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間末 または各月末	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第4特定期間末 (平成28年 10月14日)	10,793,023,402	11,049,783,104	0.4204	0.4304
第5特定期間末 (平成29年 4月14日)	12,270,031,290	12,484,541,275	0.4576	0.4656
第6特定期間末 (平成29年 10月16日)	14,417,516,130	14,622,750,771	0.4917	0.4987
第7特定期間末 (平成30年 4月16日)	13,068,976,331	13,213,204,603	0.4531	0.4581
第8特定期間末 (平成30年 10月15日)	9,877,223,551	9,986,523,670	0.3615	0.3655
第9特定期間末 (平成31年 4月15日)	9,085,260,927	9,167,284,549	0.3323	0.3353
第10特定期間末 (令和 1 年 10月15日)	6,904,162,689	6,982,424,199	0.2647	0.2677
第11特定期間末 (令和 2 年 4月14日)	3,292,487,644	3,356,765,637	0.1537	0.1567
第12特定期間末 (令和 2 年 10月14日)	3,213,475,581	3,256,198,099	0.1504	0.1524
第13特定期間末 (令和 3 年 4月14日)	3,871,190,008	3,890,688,959	0.1985	0.1995
第14特定期間末 (令和 3 年 10月14日)	3,888,772,116	3,907,106,928	0.2121	0.2131
第15特定期間末 (令和 4 年 4月14日)	3,223,404,830	3,244,317,523	0.1850	0.1862

第16特定期間末 (令和4年 10月14日)	2,848,074,350	2,864,611,177	0.1722	0.1732
第17特定期間末 (令和5年 4月14日)	3,005,654,014	3,024,379,218	0.1926	0.1938
第18特定期間末 (令和5年 10月16日)	3,114,312,772	3,129,307,756	0.2077	0.2087
第19特定期間末 (令和6年 4月15日)	3,264,685,692	3,275,926,749	0.2323	0.2331
第20特定期間末 (令和6年 10月15日)	3,189,508,946	3,205,792,781	0.2350	0.2362
第21特定期間末 (令和7年 4月14日)	3,056,513,332	3,069,438,049	0.2365	0.2375
第22特定期間末 (令和7年 10月14日)	3,752,568,093	3,766,234,200	0.3020	0.3031
第23特定期間末 (令和8年 4月14日)	3,896,706,251	3,912,991,873	0.3350	0.3364
令和7年 5月末日	3,460,701,291	-	0.2717	-
令和7年 6月末日	3,530,189,469	-	0.2789	-
令和7年 7月末日	3,692,721,087	-	0.2925	-
令和7年 8月末日	3,697,158,671	-	0.2938	-
令和7年 9月末日	3,792,155,157	-	0.3037	-
令和7年 10月末日	3,748,629,600	-	0.3074	-
令和7年 11月末日	3,814,339,771	-	0.3190	-
令和7年 12月末日	4,035,306,678	-	0.3346	-
令和8年 1月末日	4,065,751,297	-	0.3378	-
令和8年 2月末日	4,104,679,669	-	0.3425	-
令和8年 3月末日	3,639,989,902	-	0.3102	-
令和8年 4月末日	3,878,493,823	-	0.3347	-
令和8年 5月末日	3,957,529,094	-	0.3433	-

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第4特定期間末 平成28年4月15日～平成28年10月14日	0.0770
第5特定期間末 平成28年10月15日～平成29年4月14日	0.0590
第6特定期間末 平成29年4月15日～平成29年10月16日	0.0560
第7特定期間末 平成29年10月17日～平成30年4月16日	0.0330
第8特定期間末 平成30年4月17日～平成30年10月15日	0.0260
第9特定期間末 平成30年10月16日～平成31年4月15日	0.0220
第10特定期間末 平成31年4月16日～令和1年10月15日	0.0220
第11特定期間末 令和1年10月16日～令和2年4月14日	0.0190
第12特定期間末 令和2年4月15日～令和2年10月14日	0.0200
第13特定期間末 令和2年10月15日～令和3年4月14日	0.0085
第14特定期間末 令和3年4月15日～令和3年10月14日	0.0065

第15特定期間末 令和3年10月15日～令和4年4月14日	0.0074
第16特定期間末 令和4年4月15日～令和4年10月14日	0.0100
第17特定期間末 令和4年10月15日～令和5年4月14日	0.0076
第18特定期間末 令和5年4月15日～令和5年10月16日	0.0087
第19特定期間末 令和5年10月17日～令和6年4月15日	0.0061
第20特定期間末 令和6年4月16日～令和6年10月15日	0.0087
第21特定期間末 令和6年10月16日～令和7年4月14日	0.0082
第22特定期間末 令和7年4月15日～令和7年10月14日	0.0089
第23特定期間末 令和7年10月15日～令和8年4月14日	0.0089

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第4特定期間末 平成28年4月15日～平成28年10月14日	5.6
第5特定期間末 平成28年10月15日～平成29年4月14日	22.9
第6特定期間末 平成29年4月15日～平成29年10月16日	19.7
第7特定期間末 平成29年10月17日～平成30年4月16日	1.1
第8特定期間末 平成30年4月17日～平成30年10月15日	14.5
第9特定期間末 平成30年10月16日～平成31年4月15日	2.0
第10特定期間末 平成31年4月16日～令和1年10月15日	13.7
第11特定期間末 令和1年10月16日～令和2年4月14日	34.8
第12特定期間末 令和2年4月15日～令和2年10月14日	10.9
第13特定期間末 令和2年10月15日～令和3年4月14日	37.6
第14特定期間末 令和3年4月15日～令和3年10月14日	10.1
第15特定期間末 令和3年10月15日～令和4年4月14日	9.3
第16特定期間末 令和4年4月15日～令和4年10月14日	1.5
第17特定期間末 令和4年10月15日～令和5年4月14日	16.3
第18特定期間末 令和5年4月15日～令和5年10月16日	12.4
第19特定期間末 令和5年10月17日～令和6年4月15日	14.8

第20特定期間末 令和6年4月16日～令和6年10月15日	4.9
第21特定期間末 令和6年10月16日～令和7年4月14日	4.1
第22特定期間末 令和7年4月15日～令和7年10月14日	31.5
第23特定期間末 令和7年10月15日～令和8年4月14日	13.9

（注）各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第4特定期間末 (平成28年4月15日～平成28年10月14日)	3,335,997,495	1,003,084,258	25,675,970,205
第5特定期間末 (平成28年10月15日～平成29年4月14日)	2,498,603,880	1,360,825,959	26,813,748,126
第6特定期間末 (平成29年4月15日～平成29年10月16日)	3,627,519,839	1,122,033,451	29,319,234,514
第7特定期間末 (平成29年10月17日～平成30年4月16日)	1,811,913,903	2,285,493,899	28,845,654,518
第8特定期間末 (平成30年4月17日～平成30年10月15日)	564,643,381	2,085,268,100	27,325,029,799
第9特定期間末 (平成30年10月16日～平成31年4月15日)	2,200,111,366	2,183,933,762	27,341,207,403
第10特定期間末 (平成31年4月16日～令和1年10月15日)	729,801,088	1,983,838,357	26,087,170,134
第11特定期間末 (令和1年10月16日～令和2年4月14日)	1,659,958,255	6,321,130,527	21,425,997,862
第12特定期間末 (令和2年4月15日～令和2年10月14日)	1,065,800,638	1,130,539,054	21,361,259,446
第13特定期間末 (令和2年10月15日～令和3年4月14日)	405,713,698	2,268,021,222	19,498,951,922
第14特定期間末 (令和3年4月15日～令和3年10月14日)	367,444,343	1,531,583,910	18,334,812,355
第15特定期間末 (令和3年10月15日～令和4年4月14日)	741,228,664	1,648,796,077	17,427,244,942
第16特定期間末 (令和4年4月15日～令和4年10月14日)	378,082,132	1,268,499,982	16,536,827,092

第17特定期間末 (令和4年10月15日～ 令和5年4月14日)	491,482,207	1,423,972,343	15,604,336,956
第18特定期間末 (令和5年4月15日～ 令和5年10月16日)	246,075,056	855,427,460	14,994,984,552
第19特定期間末 (令和5年10月17日～ 令和6年4月15日)	138,800,529	1,082,462,588	14,051,322,493
第20特定期間末 (令和6年4月16日～ 令和6年10月15日)	200,533,226	681,993,066	13,569,862,653
第21特定期間末 (令和6年10月16日～ 令和7年4月14日)	401,474,141	1,046,619,622	12,924,717,172
第22特定期間末 (令和7年4月15日～ 令和7年10月14日)	828,133,053	1,329,115,722	12,423,734,503
第23特定期間末 (令和7年10月15日～ 令和8年4月14日)	536,420,076	1,327,566,995	11,632,587,584

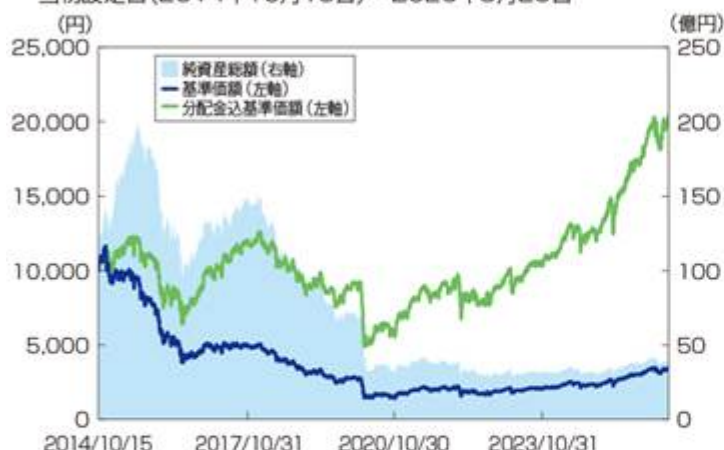
(参考情報)

(2026年5月29日現在)

基準価額・純資産の推移、分配の推移

● 基準価額・純資産総額の推移

当初設定日(2014年10月15日)～2026年5月29日



*分配金込基準価額の推移は、分配金(税引前)を再投資したものと表示しています。

● 基準価額と純資産総額

基準価額 (1万口当たり)	3,433 円
純資産総額	3,957 百万円

● 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2026年 5月	18円
2026年 4月	14円
2026年 3月	14円
2026年 2月	13円
2026年 1月	18円
直近1年間累計	181円
設定来累計	8,253円

主要な資産の状況

● 資産配分

資産の種類	組入比率
UBS・欧州銀行株式・ストラテジーファンド	86.98%
カレラ マネーパール マザーファンド	0.35%
現金・その他	12.67%
合 計	100.00%

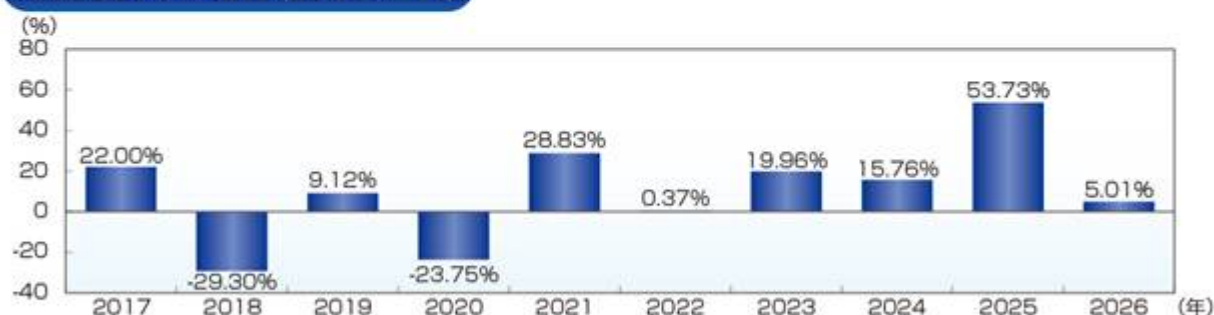
● 実質的な組入上位10銘柄

	銘柄名	国・地域	組入比率
1	ウニクレディト	イタリア	10.4%
2	BNPパリバ	フランス	9.0%
3	インターザ・サンパオロ	イタリア	8.3%
4	INGグループ	オランダ	7.3%
5	サンタンデル銀行	スペイン	6.0%
6	ノルデア銀行	フィンランド	5.3%
7	ドイツ銀行	ドイツ	5.1%
8	ソシエテ・ジェネラル	フランス	5.1%
9	ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行	スペイン	4.3%
10	エアステ・グループ・バンク	オーストリア	2.9%

*実質的な組入上位10銘柄は、2026年5月28日(現地時間)のもので、当ファンドでは2026年5月29日の基準価額に反映されます。

*実質的な組入上位10銘柄の組入比率は、当ファンドの純資産総額に対する評価額の割合です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資ベース)をもとに算出した騰落率です。

※2026年は1月1日から5月29日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

※最新の運用状況については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<訂正前>

基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（略）

<訂正後>

基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（略）

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」を以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。ただし、当ファンドの第23特定期間は、令和7年10月15日から令和8年4月14日までといたします。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23特定期間（令和7年10月15日から令和8年4月14日まで）の財務諸表について、UHY東京監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【3つの財布 欧州銀行株式ファンド（毎月分配型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間 (令和7年10月14日現在)	当特定期間 (令和8年4月14日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	495,038,450	452,642,399
投資信託受益証券	3,280,202,071	3,469,876,434
親投資信託受益証券	13,898,750	13,928,102
未収利息	3,390	6,200
流動資産合計	3,789,142,661	3,936,453,135
資産合計	3,789,142,661	3,936,453,135
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	13,666,107	16,285,622
未払解約金	17,993,533	18,436,836
未払受託者報酬	95,790	98,280
未払委託者報酬	4,534,054	4,651,840
その他未払費用	285,084	274,306
流動負債合計	36,574,568	39,746,884
負債合計	36,574,568	39,746,884
純資産の部		
元本等		
元本	12,423,734,503	11,632,587,584
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	8,671,166,410	7,735,881,333
(分配準備積立金)	3,186,767,812	3,170,611,120
元本等合計	3,752,568,093	3,896,706,251
純資産合計	3,752,568,093	3,896,706,251
負債純資産合計	3,789,142,661	3,936,453,135

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間 自 令和 7 年 4 月15日 至 令和 7 年10月14日	当特定期間 自 令和 7 年10月15日 至 令和 8 年 4 月14日
営業収益		
受取配当金	479,133,753	458,570,443
受取利息	551,885	929,044
有価証券売買等損益	496,803,461	69,703,715
営業収益合計	976,489,099	529,203,202
営業費用		
受託者報酬	591,604	641,476
委託者報酬	28,002,647	30,363,203
その他費用	1,724,542	1,745,528
営業費用合計	30,318,793	32,750,207
営業利益又は営業損失（ ）	946,170,306	496,452,995
経常利益又は経常損失（ ）	946,170,306	496,452,995
当期純利益又は当期純損失（ ）	946,170,306	496,452,995
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額（ ）	10,479,000	2,625,843
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	9,868,203,840	8,671,166,410
剰余金増加額又は欠損金減少額	968,151,899	907,791,331
当期一部解約に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額	968,151,899	907,791,331
剰余金減少額又は欠損金増加額	594,486,928	360,103,332
当期追加信託に伴う剰余金減少額又 は欠損金増加額	594,486,928	360,103,332
分配金	112,318,847	106,230,074
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	8,671,166,410	7,735,881,333

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎月15日から翌月14日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとしたしますので、当特定期間は令和7年10月15日から令和8年4月14日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前特定期間 (令和7年10月14日現在)	当特定期間 (令和8年4月14日現在)
1. 期首元本額	12,924,717,172円	12,423,734,503円
期中追加設定元本額	828,133,053円	536,420,076円
期中一部解約元本額	1,329,115,722円	1,327,566,995円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	8,671,166,410円	7,735,881,333円
3. 当該計算期間末日における受益権の総数	12,423,734,503口	11,632,587,584口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前特定期間 自 令和7年4月15日 至 令和7年10月14日	当特定期間 自 令和7年10月15日 至 令和8年4月14日
分配金の計算過程 第127期 令和7年4月15日 令和7年5月14日 A 費用控除後の配当等収益額 92,159,683円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 - 円 C 収益調整金額 1,311,275,499円 D 分配準備積立金額 3,081,962,875円 E 当ファンドの分配対象収益額 4,485,398,057円 F 当ファンドの期末残存口数 12,658,251,810口 G 10,000口当たり収益分配対象額 3,543円 H 10,000口当たり分配金額 15円 I 収益分配金金額 18,987,377円 第128期 令和7年5月15日 令和7年6月16日 A 費用控除後の配当等収益額 104,648,071円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 - 円 C 収益調整金額 1,372,328,808円 D 分配準備積立金額 3,116,702,841円 E 当ファンドの分配対象収益額 4,593,679,720円 F 当ファンドの期末残存口数 12,721,113,548口 G 10,000口当たり収益分配対象額 3,611円 H 10,000口当たり分配金額 20円	分配金の計算過程 第133期 令和7年10月15日 令和7年11月14日 A 費用控除後の配当等収益額 70,097,246円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 - 円 C 収益調整金額 1,422,123,097円 D 分配準備積立金額 3,066,671,121円 E 当ファンドの分配対象収益額 4,558,891,464円 F 当ファンドの期末残存口数 11,984,283,400口 G 10,000口当たり収益分配対象額 3,804円 H 10,000口当たり分配金額 15円 I 収益分配金金額 17,976,425円 第134期 令和7年11月15日 令和7年12月15日 A 費用控除後の配当等収益額 77,368,206円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 - 円 C 収益調整金額 1,464,351,696円 D 分配準備積立金額 3,086,374,148円 E 当ファンドの分配対象収益額 4,628,094,050円 F 当ファンドの期末残存口数 12,008,421,529口 G 10,000口当たり収益分配対象額 3,854円 H 10,000口当たり分配金額 15円

I 収益分配金金額	25,442,227円	I 収益分配金金額	18,012,632円
第129期		第135期	
令和 7年 6月17日		令和 7年12月16日	
令和 7年 7月14日		令和 8年 1 月14日	
A 費用控除後の配当等収益額	68,745,114円	A 費用控除後の配当等収益額	75,205,918円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	- 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	- 円
C 収益調整金額	1,408,763,239円	C 収益調整金額	1,520,178,980円
D 分配準備積立金額	3,152,891,715円	D 分配準備積立金額	3,123,401,766円
E 当ファンドの分配対象収益額	4,630,400,068円	E 当ファンドの分配対象収益額	4,718,786,664円
F 当ファンドの期末残存口数	12,700,651,550口	F 当ファンドの期末残存口数	12,094,290,645口
G 10,000口当たり収益分配対象額	3,645円	G 10,000口当たり収益分配対象額	3,901円
H 10,000口当たり分配金額	18円	H 10,000口当たり分配金額	18円
I 収益分配金金額	22,861,172円	I 収益分配金金額	21,769,723円
第130期		第136期	
令和 7年 7月15日		令和 8年 1月15日	
令和 7年 8月14日		令和 8年 2月16日	
A 費用控除後の配当等収益額	61,967,162円	A 費用控除後の配当等収益額	62,524,879円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	- 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	- 円
C 収益調整金額	1,434,748,839円	C 収益調整金額	1,551,480,352円
D 分配準備積立金額	3,133,784,509円	D 分配準備積立金額	3,128,179,050円
E 当ファンドの分配対象収益額	4,630,500,510円	E 当ファンドの分配対象収益額	4,742,184,281円
F 当ファンドの期末残存口数	12,591,221,708口	F 当ファンドの期末残存口数	12,048,404,699口
G 10,000口当たり収益分配対象額	3,677円	G 10,000口当たり収益分配対象額	3,935円
H 10,000口当たり分配金額	10円	H 10,000口当たり分配金額	13円
I 収益分配金金額	12,591,221円	I 収益分配金金額	15,662,926円
第131期		第137期	
令和 7年 8月15日		令和 8年 2月17日	
令和 7年 9月16日		令和 8年 3月16日	
A 費用控除後の配当等収益額	70,308,953円	A 費用控除後の配当等収益額	72,260,660円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	- 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	- 円
C 収益調整金額	1,451,375,240円	C 収益調整金額	1,526,779,114円
D 分配準備積立金額	3,138,408,815円	D 分配準備積立金額	3,103,394,504円
E 当ファンドの分配対象収益額	4,660,093,008円	E 当ファンドの分配対象収益額	4,702,434,278円
F 当ファンドの期末残存口数	12,513,829,246口	F 当ファンドの期末残存口数	11,801,961,775口
G 10,000口当たり収益分配対象額	3,723円	G 10,000口当たり収益分配対象額	3,984円
H 10,000口当たり分配金額	15円	H 10,000口当たり分配金額	14円
I 収益分配金金額	18,770,743円	I 収益分配金金額	16,522,746円
第132期		第138期	
令和 7年 9 月17日		令和 8年 3月17日	
令和 7年10月14日		令和 8年 4月14日	
A 費用控除後の配当等収益額	58,206,850円	A 費用控除後の配当等収益額	77,170,861円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	- 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	- 円
C 収益調整金額	1,466,133,267円	C 収益調整金額	1,509,133,710円
D 分配準備積立金額	3,142,227,069円	D 分配準備積立金額	3,109,725,881円
E 当ファンドの分配対象収益額	4,666,567,186円	E 当ファンドの分配対象収益額	4,696,030,452円
F 当ファンドの期末残存口数	12,423,734,503口	F 当ファンドの期末残存口数	11,632,587,584口
G 10,000口当たり収益分配対象額	3,756円	G 10,000口当たり収益分配対象額	4,036円
H 10,000口当たり分配金額	11円	H 10,000口当たり分配金額	14円
I 収益分配金金額	13,666,107円	I 収益分配金金額	16,285,622円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	前特定期間 自 令和7年4月15日 至 令和7年10月14日	当特定期間 自 令和7年10月15日 至 令和8年4月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じて市場リスク、価格変動リスクや為替変動リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、管理部では、運用に関するリスク管理を行っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	前特定期間 （令和7年10月14日現在）	当特定期間 （令和8年4月14日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 デリバティブ取引 同左 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前特定期間(自 2025年 4 月15日 至 2025年10月14日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	85,896,911
親投資信託受益証券	1,398
合計	85,895,513

当特定期間(自 2025年10月15日 至 2026年 4 月14日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	199,735,075
親投資信託受益証券	5,591
合計	199,740,666

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前特定期間 （令和 7 年10月14日現在）		当特定期間 （令和 8 年 4 月14日現在）	
1口当たり純資産額	0.3020円	1口当たり純資産額	0.3350円
（1万口当たり純資産額）	（3,020円）	（1万口当たり純資産額）	（3,350円）

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券（令和８年４月14日現在）

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ＵＢＳ・欧州銀行株式・ストラテジーファンド	4,399,683.559	3,469,876,434	
	合計	銘柄数：１ 組入時価比率：89.0%	4,399,683.559	3,469,876,434 99.6%	
	合計			3,469,876,434	
親投資信託受益証券	日本円	カレラ マネープール マザーファンド	13,977,022	13,928,102	
	合計	銘柄数：１ 組入時価比率：0.4%	13,977,022	13,928,102 0.4%	
	合計			13,928,102	
合計				3,483,804,536	

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「ＵＢＳ・欧州銀行株式・ストラテジーファンド」および「カレラ マネープール マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は該当ファンドの受益証券であり、「親投資信託受益証券」は該当マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外です。

「ＵＢＳ・欧州銀行株式・ストラテジーファンド」の状況

ＵＢＳ・欧州銀行株式・ストラテジーファンドは、ケイマン籍の外国投資信託で、現地での監査を受けております。

なお、以下の財務諸表等は、入手しうる直近の現地監査済み財務諸表を委託会社において抜粋して翻訳したものです。

（１）財政状態計算書(2025年9月末現在)

	2025年9月30日 日本円	2024年9月30日 日本円
資産		
流動資産		
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	3,172,403,924	2,595,436,292
現金及び現金同等物	120,049,545	107,537,327
担保として差し入れられた現金	-	43,103,448
その他未収金	788,211	-
資産合計	3,293,241,680	2,746,077,067
資本		
シリーズトラストの株式保有者に帰属する		
資本金及び剰余金		
資本金	7,848,933,633	7,618,933,633
累積損失	(4,567,333,152)	(4,908,405,986)
資本合計	3,281,600,481	2,710,527,647
負債		
流動負債		
損益を通じて公正価値で測定される金融負債	1,191,852	25,899,211
未払費用	10,449,347	9,650,209
負債合計	11,641,199	35,549,420
資本及び負債合計	3,293,241,680	2,746,077,067

(2) 包括利益計算書(2025年9月末現在)

	2025年9月30日 終了会計年度 日本円	2024年9月30日 終了会計年度 日本円
収益		
受取配当	173,585,724	183,426,760
受取利息	715,195	1,030,270
純外国為替差益	9,553,579	4,623,886
損益を通じて公正価値で測定される金融資産 及び金融負債に係る公正価値のその他の純変動 額	1,106,940,673	463,251,530
純投資利益	<u>1,290,795,171</u>	<u>652,332,446</u>
費用		
受託報酬及び事務管理報酬	2,977,279	3,035,980
副事務管理報酬	12,427,030	12,671,753
保管報酬	6,025,353	4,577,155
投資運用報酬	5,881,156	5,668,215
管理報酬	4,557,877	4,392,858
取引手数料	943,441	571,374
スワップ関連手数料	3,528,701	3,400,909
その他の営業費用	4,255,578	6,803,533
担保代理人手数料	709,730	699,622
営業費用合計	<u>41,306,145</u>	<u>41,821,399</u>
税引前利益	1,249,489,026	610,511,047
源泉徴収税	(53,820,138)	(52,569,693)
税引後利益	<u>1,195,668,888</u>	<u>557,941,354</u>
包括利益合計	<u>1,195,668,888</u>	<u>557,941,354</u>

(3) 持分変動計算書(2025年9月末現在)

	資本金 日本円	累積損失 日本円	資本合計 日本円
2023年9月30日現在	7,653,286,748	(4,908,405,986)	2,744,880,762
当期包括利益合計	-	557,941,354	557,941,354
受益者への分配金	(224,353,115)	(557,941,354)	(782,294,469)
受益証券の発行による受取代金	190,000,000	-	190,000,000
2024年9月30日現在	7,618,933,633	(4,908,405,986)	2,710,527,647
当期包括利益合計	-	1,195,668,888	1,195,668,888
受益者への分配金	-	(854,596,054)	(854,596,054)
受益証券の発行による受取代金	230,000,000	-	230,000,000
2025年9月30日現在	7,848,933,633	(4,567,333,152)	3,281,600,481

(4) 投資有価証券明細表(2025年9月末現在)

シリーズトラストは、主に上場株式に投資している。シリーズトラストはスワップに投資しているが、シリーズトラストがコールオプション（株式及び外国為替）を売却している場合、スワップはオーバーレイ戦略の実施に用いられている。売却されたオプションは1週間または1ヶ月の満期で、アット・ザ・マネーにて完全にカバーされ、売却（または、クローズ）される。この戦略では、シリーズトラストは売却したオプションのオプション・プレミアムを受け取るため、市場が下落した場合、シリーズトラストの損失が抑えられる。ただし、オプションがイン・ザ・マネーで決済された場合、シリーズトラストのアップサイドの可能性が抑えられる。売却されるオプションは完全にカバーされているため、オーバーレイ戦略から生じているネット・エクスポージャーはゼロになる（株式コールオプションのショート・ポジションのコミットメントと、それに対応するシリーズトラストにより保有されている株式のネットティング）。

以下の表は、2025年9月30日時点におけるシリーズトラストにより保有されている投資有価証券の集中の状況を示している。

	公正価値 日本円	公正価値で評価された 純資産に対する割合 (%)
2025年9月30日		
金融資産		
上場株式	3,169,685,570	96.59
外国為替売建コールオプション・スワップへの投資	2,718,354	0.08
	3,172,403,924	96.67
金融負債		
株式売建コールオプション・スワップへの投資	(1,191,852)	(0.04)

以下の表は2024年9月30日時点におけるシリーズトラストにより保有されている投資有価証券の集中の状況を示している。

	公正価値 日本円	公正価値で評価された 純資産に対する割合 (%)
2024年9月30日		
金融資産		
上場株式	2,595,436,292	95.75
金融負債		
株式売建コールオプション・スワップへの投資	(11,385,765)	(0.42)
外国為替売建コールオプション・スワップへの投資	(14,513,446)	(0.54)
	(25,899,211)	(0.96)

市場価格が60% (2024年：5%) 上昇した場合、買戻し可能受益証券の保有者に帰属するシリーズトラストの純資産は1,365,211,428円 (2024年：89,759,476円) 増加する。一方、市場価格が60% (2024年：5%) 下落した場合、買戻し可能受益証券の保有者に帰属するシリーズトラストの純資産は1,854,717,612円 (2024年：92,746,400円) 減少する。

管理会社は、売建コールオプション・スワップと上場株式への投資に係わる集中リスクを日々監視している。シリーズトラストの売建コールオプション・スワップと上場株式は、以下の業種に集中している。

	2025年9月30日 投資合計額に占める 割合 (%)	2024年9月30日 投資合計額に占める 割合 (%)
上場株式への投資		
銀行	99.95	101.01
コールオプション・スワップへの投資		
その他	0.05	(1.01)
	100.00	100.00

財政状態計算書日現在において、保管銀行およびカウンターパーティへのエクスポージャーは、保有投資有価証券のそれぞれ99.95%（2024年：101.01%）および0.05%（2024年：(1.01)%）であった。

以下の表は、売建コールオプション・スワップにおける業種の集中を示している。

	想定元本 日本円 2025年	公正価値 日本円 2025年	想定元本 日本円 2024年	公正価値 日本円 2024年
株式コールオプション・スワップ				
銀行	1,610,966,207	(1,191,852)	1,313,360,168	(11,385,765)
外国為替コールオプション・スワップ				
	1,626,207,357	2,718,354	1,330,119,413	(14,513,446)
	3,237,173,564	1,526,502	2,643,479,581	(25,899,211)

2025年および2024年9月30日現在、以下の株式の各発行体に対するエクスポージャーは買戻し可能受益証券の保有者に帰属する純資産の5%を超えていた。

	2025年9月30日 純資産に占める割合(%)
投資有価証券	
Unicredit Spa	11.94%
BNP Paribas	9.81%
Intesa Sanpaolo	9.76%
ING Groep NV	8.26%
Deutsche Bank AG	6.94%
Banco Santander SA	6.58%
Nordea Bank ABP	5.49%
Societe Generale SA	5.36%

	2024年9月30日 純資産に占める割合(%)
投資有価証券	
Unicredit SpA	11.95%
BNP Paribas	11.86%
Intesa Sanpaolo	11.17%
ING Groep NV	9.70%
Nordea Bank ABP	6.70%
Deutsche Bank AG	5.58%
Banco Santander SA	5.52%

金利リスクとは、市場金利の変動により、金融商品の公正価値または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクである。

2025年および2024年9月30日現在、シリーズトラストは有利子の債券に投資していないため、金利リスクに晒される程度は最小限に抑えられている。金利リスクに晒されているその他の金融資産としては、短期金利で投資されている、または定期預金に預けられている現金及び現金同等物などが挙げられる。

「カレラ マネープール マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(令和 7 年10月14日現在)	(令和 8 年 4 月14日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	51,681,794	51,786,269
未収利息	353	709
流動資産合計	51,682,147	51,786,978
資産合計	51,682,147	51,786,978
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	51,970,693	51,970,693
剰余金		
剰余金又は欠損金()	288,546	183,715
元本等合計	51,682,147	51,786,978
純資産合計	51,682,147	51,786,978
負債純資産合計	51,682,147	51,786,978

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 令和 7 年10月15日 至 令和 8 年 4 月14日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	公社債 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取利息 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(令和 7 年10月14日現在)	(令和 8 年 4 月14日現在)
1. 期首元本額	51,970,693円	51,970,693円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	- 円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	288,546円	183,715円
3. 当該計算期間末日における受益権の総数	51,970,693口	51,970,693口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和 7 年 4 月15日 至 令和 7 年10月14日	自 令和 7 年10月15日 至 令和 8 年 4 月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び 当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係る リスク管理体制	コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、管理部では、運用に関するリスク管理を行っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	(令和 7 年10月14日現在)	(令和 8 年 4 月14日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価 及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 「注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 デリバティブ取引 同左 上記以外の金融商品 同左

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
---------------------------	---	----

（有価証券に関する注記）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

（令和7年10月14日現在）		（令和8年4月14日現在）	
1口当たり純資産額	0.9944円	1口当たり純資産額	0.9965円
（1万口当たり純資産額）	(9,944円)	（1万口当たり純資産額）	(9,965円)

（元本の移動）

（単位：円）

区分	自 令和7年4月15日 至 令和7年10月14日	自 令和7年10月15日 至 令和8年4月14日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首	令和7年4月15日	令和7年10月15日
期首元本額	51,970,693円	51,970,693円
期末元本額	51,970,693円	51,970,693円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	- 円
元本の内訳		
3つの財布 欧州銀行株式ファンド（毎月分配型）	13,977,022円	13,977,022円
3つの財布 欧州不動産関連株ファンド（毎月分配型）	9,971,025円	9,971,025円
3つの財布 米国銀行株式ファンド（毎月分配型）	9,971,025円	9,971,025円
テキサス州株式ファンド	2,299,852円	2,299,852円
3つの財布 欧州リートファンド	11,051,457円	11,051,457円
オーストラリアリートファンド(毎月分配型)	4,700,312円	4,700,312円

（注） は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（3）附属明細表

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「3つの財布 欧州銀行株式ファンド（毎月分配型）」

（2026年5月29日現在）

資産総額	3,966,143,247円
負債総額	8,614,153円
純資産総額（ - ）	3,957,529,094円
発行済数量	11,526,295,266口
1口当たり純資産額（ / ）	0.3433円

<参考>

「カレラ マネープール マザーファンド」

純資産額計算書

（2026年5月29日現在）

資産総額	51,818,888円
負債総額	- 円
純資産総額（ - ）	51,818,888円
発行済数量	51,970,693口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9971円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

（1）資本金等（2026年5月末日現在）

資本金の額

1億6,240万円

会社が発行する株式総数（発行可能株式総数）

1,000株

発行済株式総数

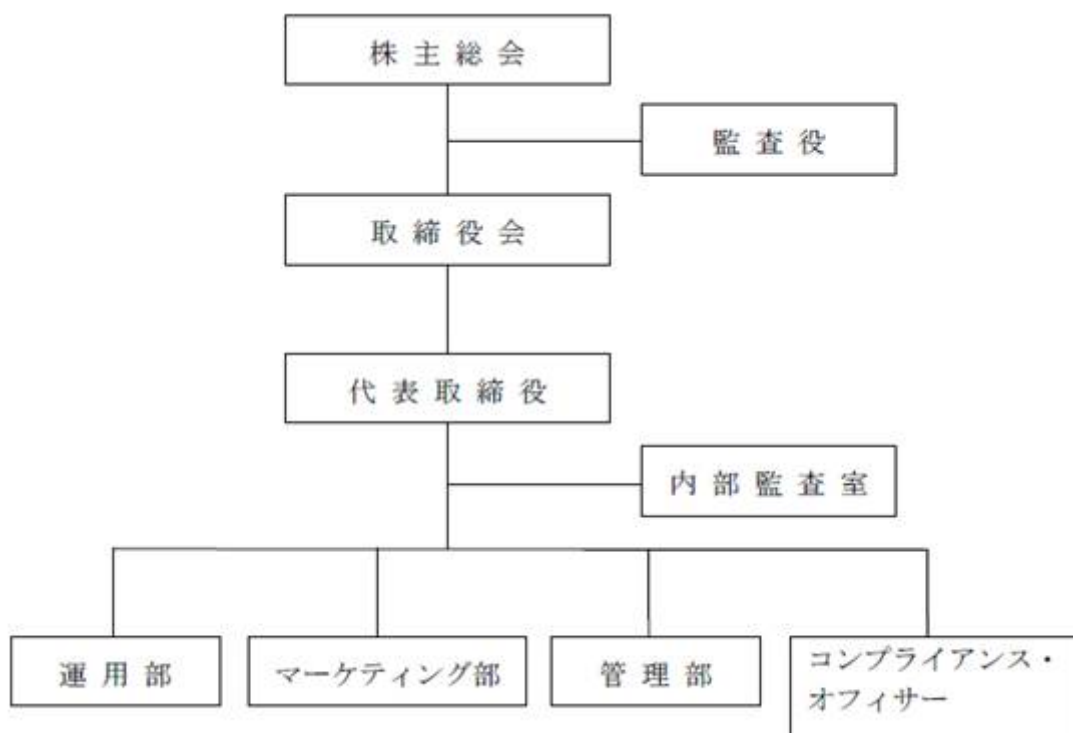
790株（普通株式）

過去5年間における資本金の増減

該当事項はありません。

（2）委託会社の機構

会社の組織図

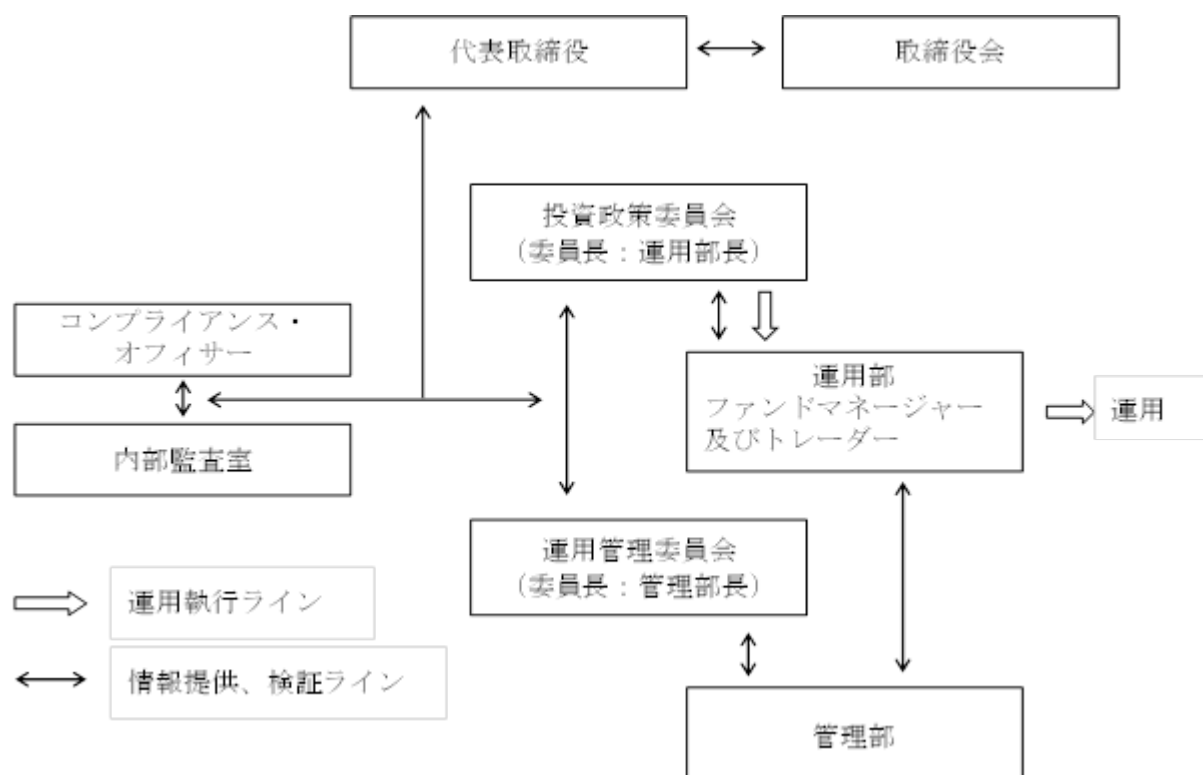


（注）上記組織は、2026年5月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

会社の意思決定機構

委託会社の取締役は3名以上、監査役は1名以上とし、株主総会で選任されます。取締役及び監査役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によりません。取締役の任期は、選任後1年以内、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期満了前に退任した取締役または監査役の補欠として選任された取締役または監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議によって代表取締役を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役長各若干名を選定することができます。代表取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。

投資信託の運用の流れ



（注）上記組織は、2026年5月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（投資運用業）で、投資信託委託業務（投資信託の運用、管理）を行っております。

2026年5月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	36本	101,187百万円
合計			36本	101,187百万円

（親投資信託を除く）

3【委託会社等の経理状況】

以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

- （１）当社の財務諸表は、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- （２）財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- （３）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の財務諸表について、ＵＨＹ東京監査法人により監査を受けております。

財務諸表等

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

		第14期 (令和7年3月31日現在)		第15期 (令和8年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金			793,453		867,846
2 前払費用			1,456		1,456
3 未収委託者報酬			106,393		151,337
4 未収入金			26,594		28,879
5 未収投資助言報酬			244		143
流動資産合計			928,141		1,049,663
固定資産	1				
1 有形固定資産			3,504		2,672
(1) 器具備品		3,504		2,672	
2 無形固定資産			2,167		1,964
(1) ソフトウェア		2,167		1,964	
3 投資その他の資産			5,567		5,756
(1) 繰延税金資産		5,567		5,756	
固定資産合計			11,240		10,392
資産合計			939,381		1,060,055

		第14期 (令和7年3月31日現在)		第15期 (令和8年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
1 未払金			118,793		151,392
(1) 未払手数料	2	63,835		90,686	
(2) その他未払金		54,957		60,705	
2 未払法人税等			37,429		36,698
3 未払消費税等			11,598		12,967
4 賞与引当金			6,100		6,620
流動負債合計			173,921		207,678
固定負債					
1 退職給付引当金			1,276		1,317
固定負債合計			1,276		1,317
負債合計			175,197		208,995
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金			162,400		162,400
2 資本剰余金			162,400		162,400
(1) 資本準備金		162,400		162,400	
3 利益剰余金			439,384		526,260
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		439,384		526,260	
株主資本合計			764,184		851,060
純資産合計			764,184		851,060
負債及び純資産合計			939,381		1,060,055

(2) 【損益計算書】

		第14期 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		第15期 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
1 委託者報酬			986,072		1,164,096
2 投資助言報酬			1,657		1,527
営業収益合計			987,729		1,165,623
営業費用					
1 支払手数料	1		626,828		743,339
2 委託計算費			37,983		41,502
3 調査費			14,810		14,135
4 営業雑経費			10,285		11,109
(1) 通信費		3,477		3,302	
(2) 協会費		1,411		1,411	
(3) 印刷費		5,396		6,396	
営業費用合計			689,908		810,086
一般管理費					
1 給料			99,761		116,563
(1) 役員報酬		12,561		12,862	
(2) 給料・手当		68,762		77,086	
(3) 賞与		6,611		12,756	
(4) 法定福利費		11,826		13,857	
2 旅費交通費			2,772		3,168
3 不動産賃借料			15,792		15,714
4 業務委託費			3,389		3,339
5 賞与引当金繰入			6,100		6,620
6 退職給付引当金繰入			1,251		854
7 租税公課			4,955		5,398
8 減価償却費	2		1,989		2,251
9 その他一般管理費			1,815		1,844
一般管理費合計			137,828		155,756
営業利益			159,992		199,781

		第14期 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		第15期 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業外収益					
1 受取利息			37		148
2 賞与引当金戻入					693
営業外収益合計			37		842
経常利益			160,029		200,623
税引前当期純利益			160,029		200,623
法人税、住民税及び事業税			51,193		59,425
法人税等調整額			985		188
当期純利益			109,821		141,386

(3) 【株主資本等変動計算書】

	第14期 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	第15期 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
区分	金額(千円)	金額(千円)
株主資本		
資本金		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	-	-
当期末残高	162,400	162,400
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	-	-
当期末残高	162,400	162,400
資本剰余金合計		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	-	-
当期末残高	162,400	162,400
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	374,592	439,384
当事業年度中の変動額		
当期純利益	109,821	141,386
剰余金の配当	45,030	54,510
当事業年度中の変動額合計	64,791	86,876
当期末残高	439,384	526,260

	第14期 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	第15期 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
区分	金額（千円）	金額（千円）
利益剰余金合計		
当期首残高	374,592	439,384
当事業年度中の変動額		
当期純利益	109,821	141,386
剰余金の配当	45,030	54,510
当事業年度中の変動額合計	64,791	86,876
当期末残高	439,384	526,260
株主資本合計		
当期首残高	699,392	764,184
当事業年度中の変動額		
当期純利益	109,821	141,386
剰余金の配当	45,030	54,510
当事業年度中の変動額合計	64,791	86,876
当期末残高	764,184	851,060
純資産合計		
当期首残高	699,392	764,184
当事業年度中の変動額		
当期純利益	109,821	141,386
剰余金の配当	45,030	54,510
当事業年度中の変動額合計	64,791	86,876
当期末残高	764,184	851,060

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
2 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
3 収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回から12回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しています。

注記事項

（貸借対照表関係）

第14期 (令和7年3月31日現在)	第15期 (令和8年3月31日現在)
1. 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 6,901千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 4,922千円 2. 関係会社に対する負債は次の通りであります。 （流動負債） 未払手数料 50,466千円	1. 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 7,777千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 5,876千円 2. 関係会社に対する負債は次の通りであります。 （流動負債） 未払手数料 62,166千円

（損益計算書関係）

第14期 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	第15期 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
1. 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。 支払手数料 457,262千円 2. 減価償却費の内容は次の通りであります。 減価償却費額 1,989千円 有形固定資産減価償却費額 1,171千円 無形固定資産減価償却費額 817千円	1. 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。 支払手数料 507,251千円 2. 減価償却費の内容は次の通りであります。 減価償却費額 2,251千円 有形固定資産減価償却費額 1,298千円 無形固定資産減価償却費額 953千円

（株主資本等変動計算書関係）

第14期（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	790株	-	-	790株
合計	790株	-	-	790株

2．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和6年6月19日 定時株主総会	普通株式	45,030	57,000	令和6年3月31日	令和6年6月20日

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和7年6月18日 定時株主総会	普通株式	54,510	利益剰余金	69,000	令和7年3月31日	令和7年6月19日

第15期（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	790株	-	-	790株
合計	790株	-	-	790株

2．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和7年6月18日 定時株主総会	普通株式	54,510	69,000	令和7年3月31日	令和7年6月19日

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和8年6月17日 定時株主総会	普通株式	68,730	利益剰余金	87,000	令和8年3月31日	令和8年6月18日

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当期会計期間においては新規の出資による資金調達は行っておりません。また、当期会計期間において銀行借入れによる調達も行っておりません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当社の営業債権は、契約により決定された委託者報酬等の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

（３）金融商品にかかるリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社の営業債権は、契約により金額が決定されるため、滞留債権が発生することはほとんどなく、営業債権について信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社は、投資信託財産の為替変動リスクの回避又は効率的運用を図るため、外国為替の売買予約を行うことができるものとし、その取扱いについては、投資信託約款及び社内規程において定めるところによるものといたします。

資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入れによる資金調達を行っておらず、親会社からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に關して的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第14期（令和7年3月31日現在）

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	793,452	793,453	-
（２）未収委託者報酬	106,393	106,393	-
（３）未収投資助言報酬	244	244	-
（４）未収入金	26,594	26,594	-
資産計	926,685	926,685	-
（５）未払金	(118,793)	(118,793)	-
未払手数料	(63,835)	(63,835)	-
その他未払金	(54,957)	(54,957)	-

（注）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

（１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収投資助言報酬、（４）未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

（５）未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第14期（令和7年3月31日現在）

区分	時価（千円）		
	レベル 1	レベル 2	レベル 3
（１）現金及び預金	-	793,453	-
（２）未収委託者報酬	-	106,393	-
（３）未収投資助言報酬	-	244	-
（４）未収入金	-	26,594	-
資産計		926,685	
（５）未払金	-	(118,793)	-
未払手数料	-	(63,835)	-
その他未払金	-	(54,957)	-

第15期（令和8年3月31日現在）

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	867,846	867,846	-
（２）未収委託者報酬	151,337	151,337	-
（３）未収投資助言報酬	143	143	-
（４）未収入金	28,879	28,879	-
資産計	1,048,206	1,048,206	-
（５）未払金	(151,392)	(151,392)	-
未払手数料	(90,686)	(90,686)	-
その他未払金	(60,705)	(60,705)	-

（注）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

（１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収投資助言報酬、（４）未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

（５）未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第15期（令和8年3月31日現在）

区分	時価（千円）		
	レベル 1	レベル 2	レベル 3
（１）現金及び預金	-	867,846	-
（２）未収委託者報酬	-	151,337	-
（３）未収投資助言報酬	-	143	-
（４）未収入金	-	28,879	-
資産計		1,048,206	
（５）未払金	-	(151,392)	-
未払手数料	-	(90,686)	-
その他未払金	-	(60,705)	-

（有価証券関係）

第14期（令和7年3月31日現在）

1．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2．その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3．時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

第15期（令和8年3月31日現在）

1．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2．その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3．時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

項目	第14期 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	第14期 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
	単位：千円	単位：千円
1 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳	繰延税金資産 貯蔵品 903 賞与引当金 1,867 未払金 206 未払事業税 2,109 退職給付引当金 390 一括償却資産 40 前払費用 49 合計 5,567 繰延税金資産合計 5,567	繰延税金資産 貯蔵品 821 賞与引当金 2,027 未払金 207 未払事業税 2,246 退職給付引当金 415 一括償却資産 20 前払費用 18 合計 5,756 繰延税金資産合計 5,756
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

第14期（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第14期（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

1．サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	17,360	投資運用業
スイス株式ファンド	11,568	投資運用業
カレラ リートファンド	95,672	投資運用業
メキシコ株式ファンド	12,966	投資運用業
オランダ株式ファンド	25,920	投資運用業
ロシア株式ファンド	299	投資運用業
21世紀東京 日本株式ファンド	20,497	投資運用業
イタリア株式ファンド	12,657	投資運用業
フランス株式ファンド	15,924	投資運用業
3つの財布 欧州リートファンド	46,440	投資運用業
3つの財布 欧州銀行株式ファンド （毎月分配型）	46,322	投資運用業
スロベニア・クロアチア・ギリシャ株式ファンド	3,329	投資運用業
3つの財布 欧州不動産関連株ファンド （毎月分配型）	40,747	投資運用業
3つの財布 米国銀行株式ファンド （毎月分配型）	70,786	投資運用業
テキサス州株式ファンド	13,856	投資運用業
フィリピン株式ファンド	5,831	投資運用業

カレラ 日本小型株式ファンド	13,772	投資運用業
オーストラリアリートファンド	30,134	投資運用業
カレラ 米国小型株式アクティブファンド	11,092	投資運用業
中欧株式ファンド	15,573	投資運用業
グローバル医薬品株式ファンド	29,817	投資運用業
カレラ改日本株式ファンド	6,722	投資運用業
未来の光 日本小型株式ファンド	55,205	投資運用業
ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド	8,798	投資運用業
カレラインフラ・ファンド	14,362	投資運用業
ブラジル株式ファンド	8,317	投資運用業
アジア サプライチェーン株式ファンド	28,239	投資運用業
カレラ B E V 関連株ファンド	29,500	投資運用業
カレラ成長日本列島株式ファンド	31,911	投資運用業
ゆたか観光立国日本株式ファンド	89,219	投資運用業
インド株式ファンド	72,913	投資運用業
グローバル食料株ファンド	34,734	投資運用業
航空宇宙戦略グローバルファンド	45,487	投資運用業
カナダ株式ファンド	20,083	投資運用業

セグメント情報

第15期（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第15期（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

1．サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	16,656	投資運用業
スイス株式ファンド	12,888	投資運用業
カレラ Jリートファンド	99,070	投資運用業
メキシコ株式ファンド	15,271	投資運用業
オランダ株式ファンド	26,436	投資運用業
ロシア株式ファンド	284	投資運用業
21世紀東京 日本株式ファンド	26,525	投資運用業
イタリア株式ファンド	16,377	投資運用業
フランス株式ファンド	16,140	投資運用業
3つの財布 欧州リートファンド	45,814	投資運用業
3つの財布 欧州銀行株式ファンド （毎月分配型）	52,719	投資運用業
スロベニア・クロアチア・ギリシャ株式ファンド	-	投資運用業
3つの財布 欧州不動産関連株ファンド （毎月分配型）	41,122	投資運用業
3つの財布 米国銀行株式ファンド （毎月分配型）	67,848	投資運用業
テキサス州株式ファンド	12,843	投資運用業
フィリピン株式ファンド	5,229	投資運用業

カレラ 日本小型株式ファンド	28,040	投資運用業
オーストラリアリートファンド	29,413	投資運用業
カレラ 米国小型株式アクティブファンド	12,506	投資運用業
中欧株式ファンド	26,294	投資運用業
グローバル医薬品株式ファンド	33,261	投資運用業
カレラ改日本株式ファンド	7,781	投資運用業
未来の光 日本小型株式ファンド	93,850	投資運用業
ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド	20,178	投資運用業
カレラインフラ・ファンド	10,999	投資運用業
ブラジル株式ファンド	8,382	投資運用業
アジア サプライチェーン株式ファンド	22,461	投資運用業
カレラ B E V 関連株ファンド	22,627	投資運用業
カレラ成長日本列島株式ファンド	33,391	投資運用業
ゆたか観光立国日本株式ファンド	112,618	投資運用業
インド株式ファンド	62,281	投資運用業
グローバル食料株ファンド	28,180	投資運用業
航空宇宙戦略グローバルファンド	90,345	投資運用業
カナダ株式ファンド	35,329	投資運用業
カレラ日本好配当ファンド） （毎月分配型）	17,257	投資運用業
カレラ英連邦 3 国ファンド	13,665	投資運用業

（関連当事者との取引）

第14期（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

1．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	安藤証券（株）	愛知県 名古屋市	2,280	金融商品 取引業者	50.6	あり	投資信託 の販売等	証券代行	457,262	未払手数料	50,466

（注）1 取引金額には消費税等は含んでおりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

安藤証券株式会社（非上場）

（２）重要な関連会社

該当事項はありません。

第15期（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

1．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	安藤証券（株）	愛知県 名古屋市	2,280	金融商品 取引業者	50.6	あり	投資信託 の販売等	証券代行	507,251	未払手数料	62,166

（注）1 取引金額には消費税等は含んでおりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

安藤証券株式会社（非上場）

（２）重要な関連会社

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第14期 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	第15期 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
1株当たり純資産額	967,321円65銭	1,077,291円33銭
1株当たり当期純利益	139,014円42銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	178,969円67銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注） 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	第14期 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	第15期 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	764,184	851,060
普通株式以外に帰属する純資産合計額(千円)	-	-
普通株式に係る当事業年度末の純資産額(千円)	764,184	851,060
普通株式の当事業年度末株式数(株)	790	790

（注） 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	第14期 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	第15期 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
損益計算書上の当期純利益(千円)	109,821	141,386
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	109,821	141,386
普通株式の当期中平均株式数(株)	790	790

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社
 資本金の額 324,279百万円（2026年5月末日現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 再信託受託会社の概要

名 称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
 資本金の額 10,000百万円（2026年5月末日現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
 関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
安藤証券株式会社	2,280百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
木村証券株式会社	500百万円	同上
豊証券株式会社	2,540百万円	同上
三木証券株式会社	500百万円	同上
株式会社SBI証券	54,323百万円	同上
広田証券株式会社	600百万円	同上
楽天証券株式会社	19,495百万円	同上
株式会社三十三銀行	37,400百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2026年7月14日現在

3【資本関係】

<訂正前>

販売会社である安藤証券株式会社は、委託会社であるカレラアセットマネジメント株式会社の株式を400株保有しており、2025年11月末日現在の発行済普通株式数に対する比率は、50.6%です。

その他の上記関係法人との間に資本関係はありません。

<訂正後>

販売会社である安藤証券株式会社は、委託会社であるカレラアセットマネジメント株式会社の株式を400株保有しており、2026年5月末日現在の発行済普通株式数に対する比率は、50.6%です。

その他の上記関係法人との間に資本関係はありません。

独立監査人の監査報告書

令和8年6月22日

カレラアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区
指定社員 公認会計士 若槻 明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている3つの財布 欧州銀行株式ファンド（毎月分配型）の令和7年10月15日から令和8年4月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、3つの財布 欧州銀行株式ファンド（毎月分配型）の令和8年4月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、カレラアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

カレラアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。

（注2） X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

令和8年6月8日

カレラアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区
指定社員 公認会計士 若槻 明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているカレラアセットマネジメント株式会社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カレラアセットマネジメント株式会社の令和8年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1） 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。

（注2） X B R L データは監査の対象には含まれておりません。